答 申 第116号 平成15年1月30日

千葉県知事 堂本暁子 様

千葉県情報公開審査会 委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について (答申)

平成14年4月23日付け学第78号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成14年4月5日付けで異議申立人から提起された、平成14年3月27日付け学第 12号の48で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について 答申

第1 審査会の結論

千葉県知事の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県知事(以下「実施機関」という。)が平成14年3月27日付け学第12号の48で行った「学校法人〇〇〇〇の平成12年度財務計算書類」(以下「本件文書」という。)の行政文書部分開示決定(以下「本件決定」という。)の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 実施機関が行った本件決定は千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第6 5号。以下「条例」という。)に抵触し違法なものであると思料される。
- (2) 県民がひとしく享有する県の保有する情報を享受できること、いわゆる知る権利 を有することは県民の県政等への参加の観点から肝要なことである。しかし、知る 権利も知られる義務との適正な調和が保たれなければならないことも重要である。

知る権利、すなわち県民の行政文書開示請求権も、前記のとおりの県民間の権利 義務の衝突が生じる場合は、公共の福祉上、自らその権利行使には内在的制限があ る。

つまり、開示請求権は法的保護に値する利益に限られ、県民感情に照らし一般的に普遍的に許容されうるものでなければならない。

本件は、特定の利益目的を有するものが、この目的利益のために開示請求し、この目的ないし利益実現の手段として権利行使しようとするものであって、係る権利の請求は、前示のとおり他の権利もしくは義務との関係上適正な範囲で許容され、行使されなければならない。

本件開示請求は、この範囲を越え適正な権利行使とは到底いえず、権利行使その

ものが違法というべきで、条例第6条にも抵触し、条例違反の開示請求であるとい わなければならないうえ、前示のとおりの本来の開示請求の本旨にも反する。

(3) 他の地方公共団体の地方労働委員会に係争中の労働争訟があり、開示請求の目的はこの労働争訟に密接に関連し、このためになされたものと思慮される。

開示請求者の氏名は明らかにされていないが、請求の時期、事情等から前記争訟 関係者が本件開示請求者であると充分推認され、争訟を有利に展開させるための本 件開示請求は権利の濫用であると思慮される。

- (4) 条例に照らし、実施機関が行った本件決定は以下の理由から相当でない。
 - ア 異議申立人は、いつ労働争訟の一環として係争当事者とされかねないうえ、係 争の拡大が懸念される。本件文書が開示請求者らの新たな争訟の契機になること のおそれがないとはいえない。当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益 を害するおそれがある。(条例第8条第3号イ)
 - イ 異議申立人の経理に係る授業料収入や教職員人件費等の動向の開示は、利害相対立する一方の当事者である開示請求者らにくみし、主張事実の立証方法として特定の者(開示請求者ら)に不当な利益を与え、かつ、他方で異議申立人に不利益を及ぼすおそれがある。
 - (ア) 任意提出文書であり通例公にしないことにより正確性を担保する機能が保証される文書である。(条例第8条第3号ロ)
 - (4) 他の地方公共団体の内部における審議に関する情報であって、審議には中立性の確保が重要なところ、特定の者(開示請求者ら)に不当に利益を与えるおそれがある。(条例第8条第5号)
 - (ウ) 他の地方公共団体が行う審議事務につき、公にすることにより「その他審議の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼす」おそれがある。(条例第8条第6号)

第3 参加人の主張要旨

- 1 本件文書の開示請求は平成14年3月4日に行ったが、未だに情報開示の執行が止まっている状態である。早急に開示されるよう切望する。
- 2 県民は、県が保有する情報を知る権利がある。まして学校法人が設置する私立学校は、国や地方公共団体から財政援助が経常的に行われ、極めて公共性の高い事業体で

ある。

3 異議申立人は、私立学校法第31条に基づき認可を受けた学校法人である。異議申立人の労働争訟があるとしている幼稚園は、学校教育法第102条に基づき個人が設置しているものであり、私立学校運営に関する財務関係とは全く異とするものである。よって、条例第6条には抵触しないと思料する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定の理由について

本件決定に当たっては、以前に他の学校法人に係る収支予算書の部分開示決定に対する異議申立て事例について、千葉県公文書公開審査会から、学校法人の事業活動における内部管理的事項に関する情報が記録され、開示することにより当該法人の事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報については、不開示とすることができる旨の判断(平成12年7月21日付け答申)があり、本件文書についてもこの判断を尊重し、同様の情報については条例第8条第3号に該当すると判断できるため、不開示とし、その余の部分を開示することとしたものである。

2 条例第6条において「開示請求権の濫用禁止」が規定されているが、本件文書である「学校法人の財務計算書類」の本件開示請求は、本条に該当すると認めることはできない。

また、条例に定める開示請求権制度は、開示請求者の個別的事情によって行政文書の開示決定等の結論に影響が及ぶものでない。

なお、本件開示請求の対象である財務計算書類を実施機関に届け出た学校法人は私立学校法第31条に基づき認可を受けた学校法人であり、また異議申立書の中で係属中の労働争訟があるとしている幼稚園は、学校教育法第102条に基づき個人が設置するものであり、両者は別々の設置主体であり、私立学校運営に関する財務関係上でも全く異とするものである。

3 学校法人が設置する私立学校は、私立学校振興助成法に基づいて国や地方公共団体 から財政援助が経常的に行われ、極めて公共性の高い事業主体である。

学校法人の教育活動を中心とする事業活動については、他の一般企業の純営利的な 事業活動とはおのずと性格を異にすることになり、それぞれの学校法人が独自の経営 方針のもとに様々な形態により事業展開を競い合うとしても、それらの内容は情報として相当程度社会に向けて開かれていなければならず、開示できない情報の範囲は、 高度の内部管理的な事項として決定され、又は取り扱われるものであって、開示する ことにより、学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えたり、社会的信用を損なう と認められる情報に限られるものである。

4 学校法人の財務計算書類については、私立学校振興助成法第14条第1項の規定に 基づき、経常的経費の補助を受ける学校法人が適正な会計経理を確保するため、学校 法人会計基準に従い作成されるものである。

また、同条第2項の規定による実施機関への届け出は、経常的経費に対する補助金の交付に際し、事前に学校法人の前年度決算及び当年度予算の内容を十分検討した上で、適切な交付決定を行うとともに、事後において決算による実績に基づき、補助金が適正に使用されたかを確認するためであり、異議申立書の中で主張している学校法人からの任意提出文書ではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張、参加人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

1 本件文書について

本件文書は、異議申立人である学校法人の平成12年度の財務計算書類であり、監査報告書、資金収支計算書、人件費支出内訳表、消費収支計算書、貸借対照表、固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表から構成されている。

私立学校振興助成法第14条に基づき経常的経費について補助金の交付を受ける学校法人は、毎年度財務計算書類を作成し、実施機関に届け出ることとなっている。

作成しなければならない資金収支計算書などの財務計算書類の種類、その記載科目 及び様式については、学校法人会計基準に定められている。

2 開示しようとした部分について

本件文書のうち、実施機関は次の部分が条例第8条第3号に該当するとして不開示とし、残りの部分を開示しようとした。

- (1) 表紙の代表者印及び公認会計士印、監査報告書の公認会計士印の印影
- (2) 財務計算書類の、通例、高度の内部管理的な事項として決定され、又は取り扱

われるものと認められる科目の金額

3 開示請求権について

- (1) 開示請求権は、「県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図る」ことを目的として、制定された条例の第1条に規定された権利である。
- (2) 開示請求権の行使に当たっては、条例第4条に「行政文書の開示を請求しようとするものはこの条例の目的に即し適正に請求し、行政文書の開示を受けたものはこれによって得た情報を適正に使用しなければならない。」旨規定され、条例で実現しようとしている(1)の目的に即した開示請求をしなければならないとされている。
- (3) また、不適正な開示請求をしようとするものに対しては、適正な開示請求をするよう要請し、開示請求権の濫用に当たると判断される開示請求については、条例 第6条の「開示請求権の濫用禁止」規定に反するものとして拒否することとなる。
- (4) なお、条例第6条に反する不適正な開示請求としては、特定部局の保有するすべての行政文書の開示請求をするもの、実施機関の事務遂行能力を減殺させることを目的とするもの、特定の個人を誹謗又は威圧し攻撃することを目的とするものなどが考えられる。
- (5) ところで、異議申立人は第2、2(2)及び(3)のとおり、「本件開示請求は、・・・適正な権利行使とは到底いえず、権利行使そのものが違法というべきで、 条例第6条にも抵触」する旨主張し、さらに「争訟を有利に展開させるための本件 開示請求は権利の濫用である」旨主張するので、以下検討する。
- (6) 本件開示請求は、(1)で述べた条例の目的に即した開示請求と認められることから、適正な開示請求であると判断される。また、(4)で述べたような条例第6条に反する不適正な開示請求とも認められないことから、権利の濫用には当たらないと判断される。

よって、異議申立人の主張には理由がない。

- 4 条例第8条第3号該当性について
 - (1) 本号イ該当性について

異議申立人は第2、2(4)アのとおり主張するので、以下検討する。

本号は、法人等の正当な権利利益が害されることのないよう、不開示とする法人等情報の要件を定めたものであり、「競争上の地位その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等の法人等の公正な競争関係における地位及び事業運営上の地位を広く含むものであると解されるところ、異議申立人が述べる懸念は、国民の正当な権利であって、出訴に対するものであり、「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められないことから、本号イには該当しないと判断する。

また、実施機関は平成12年7月21日付け答申第66号の考え方に基づいて、本号イに該当すると判断した部分を不開示とし、その余の部分を開示することとした。

この答申先例の考え方は、本件においても変更すべきところはないものと判断 する。

したがって、本件決定は妥当であり、異議申立人の主張には理由がない。

(2) 本号ロ該当性について

異議申立人は第2、2(4) Λ (ア)のとおり主張するので、以下検討する。

本号ロは、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

本件文書は1のとおり、経常的経費について補助金の交付を受ける学校法人が作成し、実施機関に届け出たものであって、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」とは認められないことから、本号ロには該当しないと判断する。

5 条例第8条第5号該当性について

異議申立人は第2、2(4) Λ (ℓ)のとおり主張するので、以下検討する。

本号は、県の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討、協議が円滑に行われることを確保するため、不開示とする審議、検討等情報の要件を定めたものであり、「審議、検討又は協議に関する情報」とは、最終的な意思決定に至るまでの過程において行われる自由討議、協議、打合せ、説明、検討等に関連して作成され、又は取得された情報をいうと解される。

本件文書は1のとおり、経常的経費について補助金の交付を受ける学校法人が作成

し、実施機関に届け出たものであって、他の地方公共団体における自由討議、協議、 打合せ、説明、検討等に関連して作成され、又は取得された情報とは認められないこ とから、本号には該当しないと判断する。

6 条例第8条第6号該当性について

異議申立人は第2、2(4)イ(ウ)のとおり主張するので、以下検討する。

本号は、事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化してそれぞれ不開示とする情報の要件を定めたものである。

本件文書は1のとおり、経常的経費について補助金の交付を受ける学校法人が作成 し、実施機関に届け出たものであって、他の地方公共団体が行う審議事務についての 情報とは認められないことから、本号には該当しないと判断する。

7 結論

以上から、本件文書のうち、実施機関が開示しようとした部分は条例第8条第3号、 第5号及び第6号のいずれにも該当せず、開示することができるものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

<i>F</i>	П	н	Lin	- TIII	Д.	<i>1</i> .±⇒	
年	月	日	処	理	内	谷	

14. 4.23	諮問書の受理
14. 6.21	実施機関の理由説明書の受理
14. 7.26	異議申立人の意見書の受理
14. 9.13	参加人の意見書の受理
14. 11. 15	審議 実施機関から不開示理由の聴取
14. 12. 13	審議

参考

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏 名	職業等	備考
大友道明	弁護士	
瀧上信光	千葉商科大学教授	
古幡 浩	城西国際大学講師	部会長
横山清美	環境パートナーシップちば代表	

(五十音順:平成14年12月13日現在)